

憲法 出題の意図

これまで最高裁判所は、憲法条14条1項は、国民に対して絶対的な平等を保障したものであるのではなく、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づいて異なる取扱いをすることは同条項に違反するものではないと解してきており、この合理的な根拠の有無如何を判断するに当たっては、区別の理由が同条項の列挙事由に当たるか否かにかかわらず、個別の事案に応じて、立法府等の有する裁量権の範囲、区別の対象となる権利の性質や区別の理由を、区別の合理性を支える立法事実の存在の有無も考慮に入れて、総合的に判断する手法を用いてきたとされる。本件の事案における地方公務員災害補償法上の災害補償制度は、被害者の損害填補を目的とし、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度である。設問では、立法府の裁量権等に関するいわゆる堀木訴訟判決（最大判昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）の最高裁判決等を参考に高度の専門技術的な知識とそれに基づいた政策的判断を必要とする事案であるのか、具体的にいかなる立法措置を講ずるかについての選択決定について立法府に広範な裁量権が認められるべきかを考察し、その上で、本件の地方公務員災害補償法上の受給要件の区別が、性別に基づく差別か、あるいは合理的理由のない不当な差別的取扱いに当たるか否か、という論点について論ずることを求めるものである。